

4.2 将来構想

4.2.1 将来フレーム

安芸市（市全域）の将来人口は、中長期的な人口の将来展望を示した「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠し、10年後（令和12年／2030年）の人口を16,226人、20年後（令和22年／2040年）の人口を15,121人とします。

安芸市都市計画区域の将来フレームは、「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠して算出された「東部圏域都市計画マスタープラン」の将来フレームに基づき、10年後（令和12年／2030年）の人口を6,579人、20年後（令和22年／2040年）の人口を6,142人とします。

表 4-1 安芸都市計画区域の将来フレーム

年	総人口	A :人口ビジョン	一般推計 (社人研推計)	B :都市計画 区域内人口	B/A :都市計画区域内 人口のシェア率	備考
H2年 (1990年)	23,739			9,586		
H7年 (1995年)	22,377			9,045		
H12年 (2000年)	21,321			8,590		
H17年 (2005年)	20,348			8,283		
H22年 (2010年)	19,547			7,898		
H27年 (2015年)	18,593	18,593	18,593	7,520	0.4045	
R2年 (2020年)		17,639	17,345	7,140	0.4048	(B/A (2015年) + B/A (2025年)) / 2
R7年 (2025年)		16,933	16,194	6,860	0.4051	
R12年 (2030年)		16,226	15,064	6,579	0.4055	(B/A (2025年) + B/A (2035年)) / 2 = C
R17年 (2035年)		15,674	13,971	6,361	0.4058	
R22年 (2040年)		15,121		6,142	0.4062	(B/A (2035年) - C) + B/A (2035年)

※2020年、2030年、2040年はA（人口ビジョン）×（B（都市計画区域内人口）/A（人口ビジョン））による
出典：A:人口ビジョン 「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン編）」、一般推計 「国立社会保障・人口問題研究所」、B:都市計画区域内人口 「高知県東部圏域都市計画マスタープラン」に基づき、国勢調査から算出される総人口に占める都市計画区域内人口のシェア率を勘案し算出した値

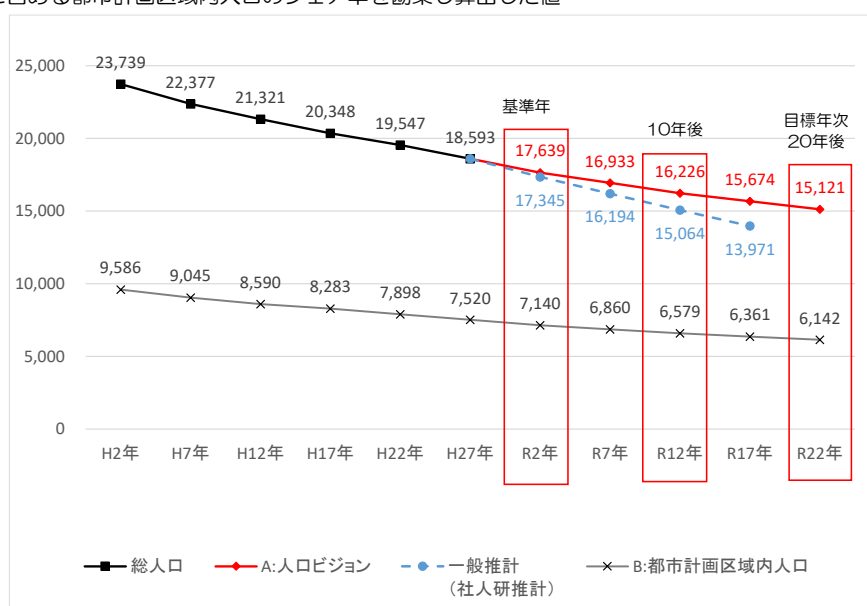


図 4-2 人口の推移（見通し）と将来フレーム（都市計画区域内）

4.2.2 将来都市構造

(1) 安芸市の目指す都市構造の体系

安芸市の将来都市構造は、基本方針に基づいたまちづくりに向け、【骨格となる土地利用（面）】【都市軸となるネットワーク（線）】【都市の核となる拠点（点）】の3つの要素で構成します。

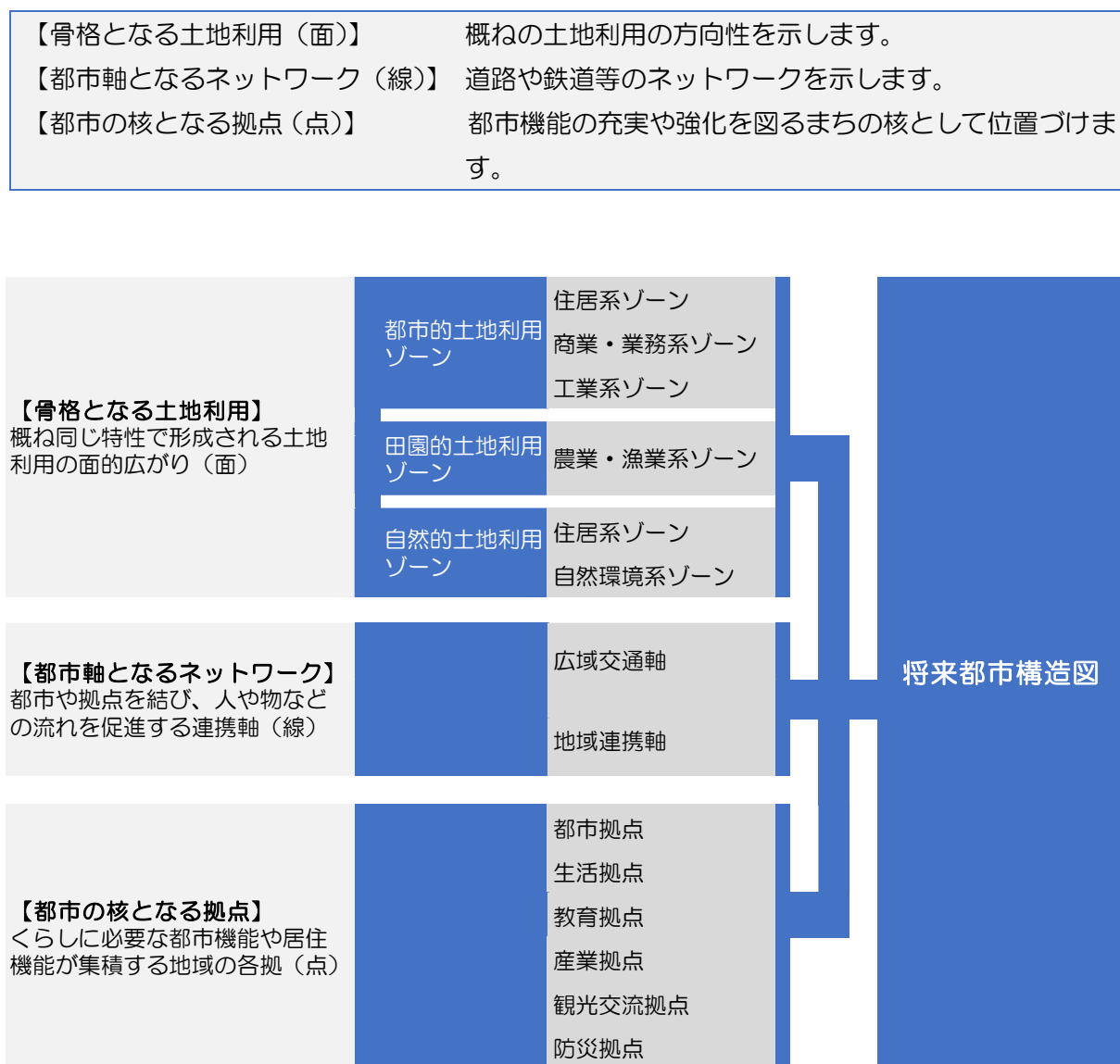


図 4-3 安芸市の目指す都市構造体系

(2) 骨格となる土地利用（面）

【骨格となる土地利用】

- ・安芸市を大きく「都市的土地利用ゾーン」「田園的土地利用ゾーン」「自然的土地利用ゾーン」の3つに区分し、それぞれに役割分担を図ります。これにより、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

① 都市的土地利用ゾーン

- ・住居系、商業・業務系、工業系の土地利用を都市的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・都市的土地利用ゾーンは、居住環境を提供する「住居系ゾーン」、行政施設や生活利便施設等の都市機能の集積や市街地の形成を図る「商業・業務系ゾーン」、産業振興を図る「工業系ゾーン」から構成し、都市活力の向上、働く場の創出などを促進するゾーンとします。



商業・業務系ゾーン（安芸市中心部付近）



商業・業務系ゾーン（高知県安芸総合庁舎）



住居系ゾーン（市街地）



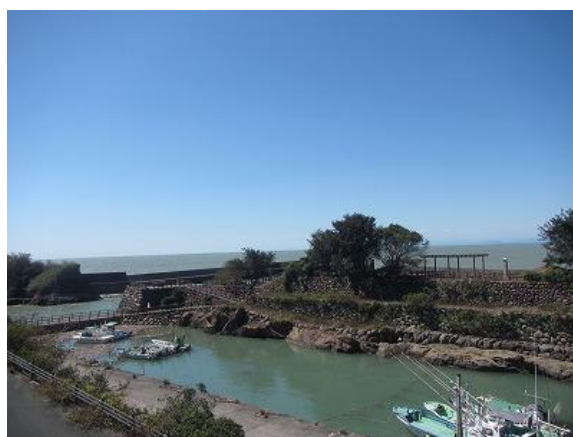
工業系ゾーン（植野工業団地）

② 田園的土地利用ゾーン

- ・農業・漁業系の土地利用を田園的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・田園的土地利用ゾーンは、豊かな自然や優良な農地・漁港の保全に努め、農業及び漁業の振興に努める「農業・漁業系ゾーン」とします。



農業系ゾーン（農地）



漁業系ゾーン（伊尾木漁港）

③ 自然的土地利用ゾーン

- ・自然環境を保全する土地利用を自然的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・自然的土地利用ゾーンは、集落等の居住環境を提供する「住居系ゾーン」及び自然環境の保全と森林や水辺空間の利活用に努める「自然環境系ゾーン」とします。



自然環境系ゾーン（安芸川）



自然環境系ゾーン（安芸川河口）

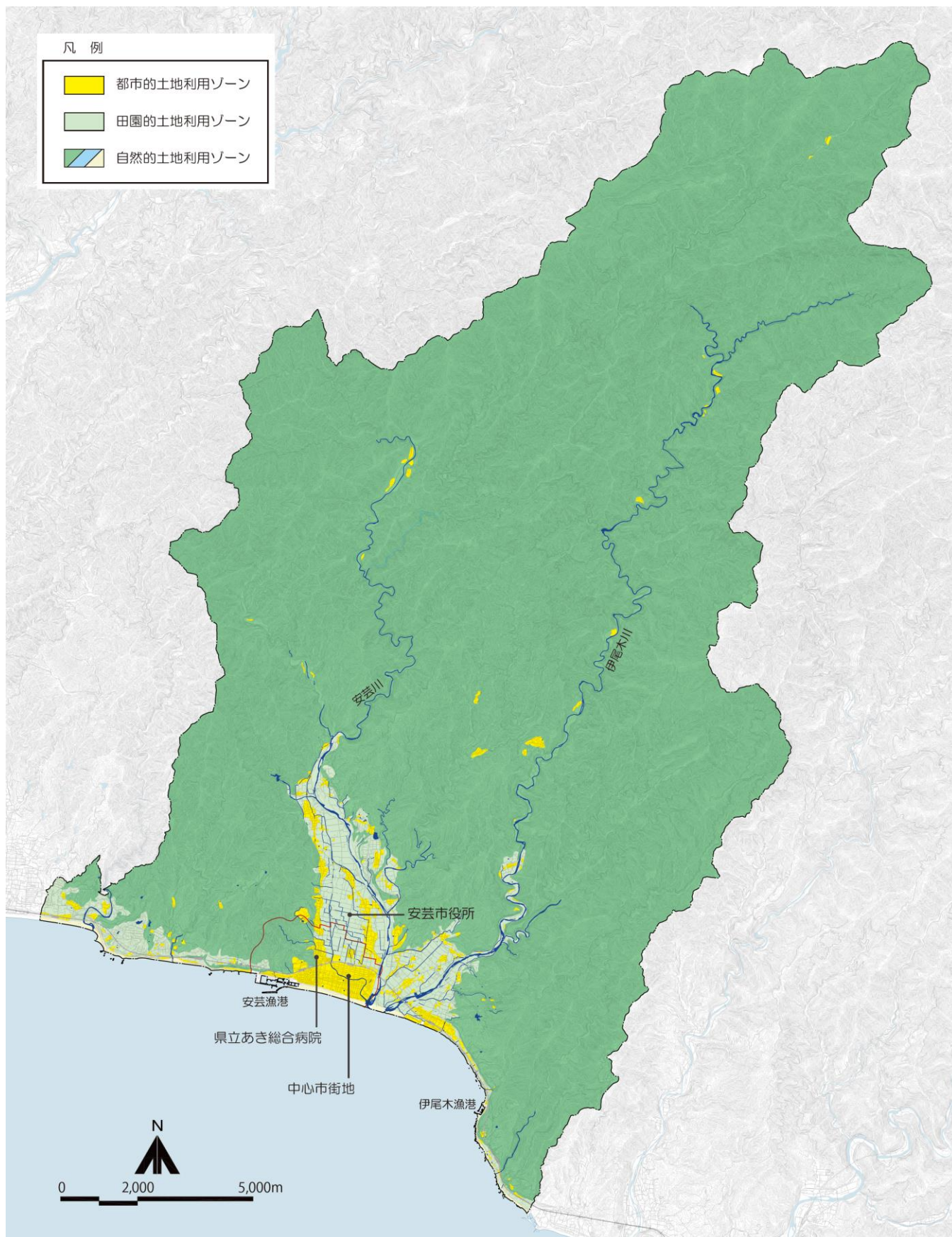


図 4-4 将来都市構造図（骨格となる土地利用）

(3) 都市軸となるネットワーク（線）

【都市軸となるネットワーク】

- ・地域の拠点や個性ある地域資源を交通網により連携し、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、地域間の連携を強化することにより、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

① 広域交通軸

（自動車道）

- ・広域的な移動と連携を図るため、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道を広域交通軸として位置づけます。

（鉄道）

- ・広域的な移動と連携の交通軸として、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（後免駅～奈半利駅）を広域交通軸として位置づけます。



土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（写真左：穴内駅 写真右：オープンデッキ車両）

② 地域連携軸

（都市間連携軸）

- ・東部圏域をはじめとした周辺都市との連携を図るため、国道、県道を都市間連携軸として位置づけます。

（都市内連携軸）

- ・都市内での生活に必要な、拠点間を移動するための道路及び生活路線バスルートを都市内連携軸として位置づけます。



都市間連携軸（県道黒岩東浜線）

（新規道路）

- ・（県道）安芸中インター線、中央線、あき病院球場線、海岸線、安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院への新ルートを新たな地域連携軸として位置づけます。

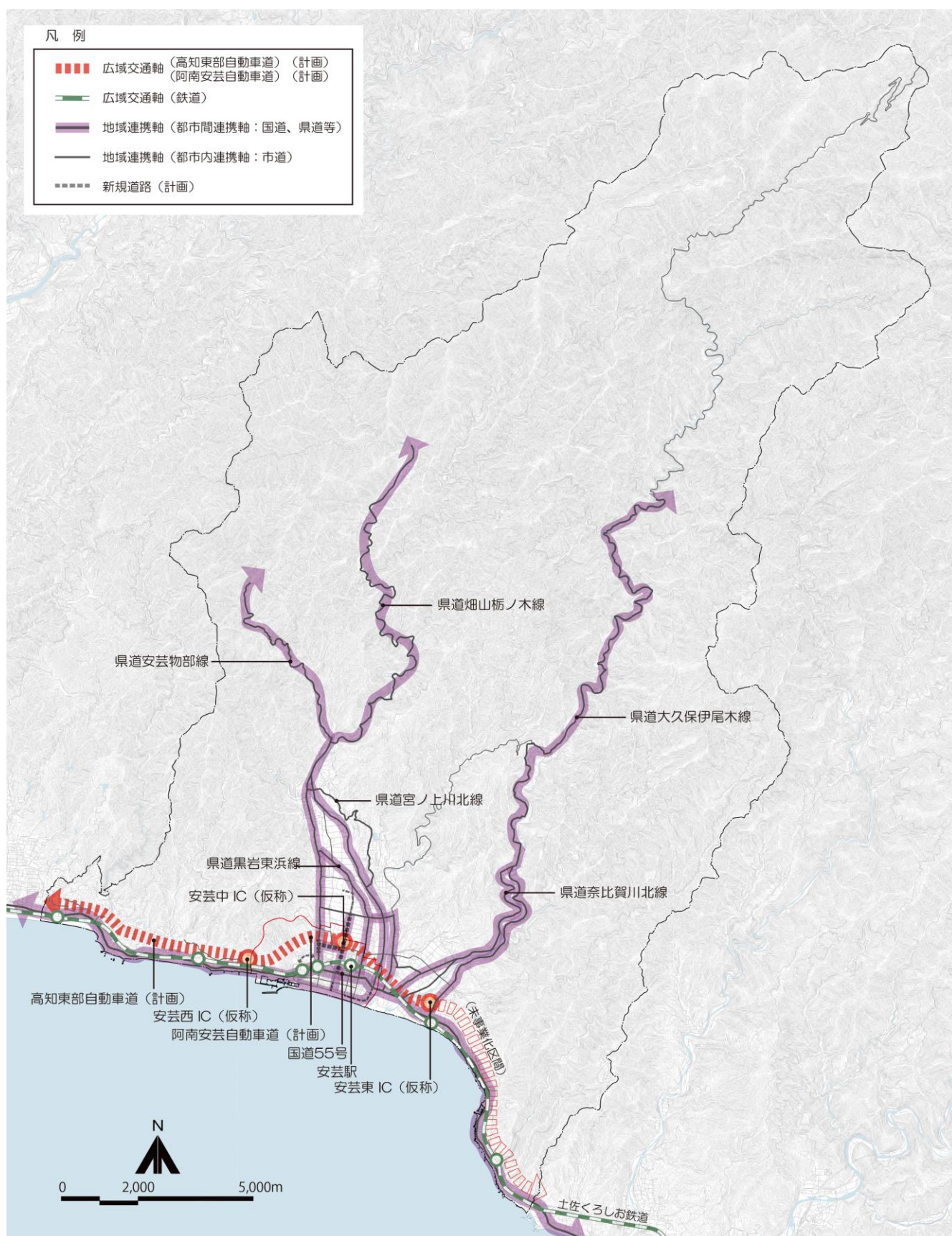


図 4-5 将来都市構造図 (都市軸となるネットワーク)

(4) 都市の核となる拠点（点）

【都市の核となる拠点】

- 市街地や集落の役割に応じて、必要な都市機能を集積した拠点づくりを進めます。また、拠点間や周辺都市との連携により、効率的な都市機能の利活用と都市の持続可能な発展を促進します。

① 都市拠点

- 都市機能の集約・集積とともに、まちなか居住を図る拠点を都市拠点と位置づけます。
- 都市拠点は、商業・業務、医療・福祉、教育、文化・交流や公共サービスなどの様々な広域的な都市機能が集積する「中心市街地及び周辺」「安芸中IC（仮称）及び周辺」「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」とし、複合的な機能を維持・強化します。



都市拠点（商店街方面）



都市拠点（県立あき総合病院）

② 生活拠点

- 都市拠点を補完する拠点を生活拠点と位置づけます。
- 生活拠点は、駅やバス停周辺等のすでに形成されている市街地の維持や、歩いて暮らせる日常生活機能の維持・強化を図ります。
- 東川地域や畑山・栃ノ木・尾川地域などの人口減少・高齢化が著しい中山間地域や海岸部などでは、多様な生活に配慮しつつ、公民館、集会所などの地域コミュニティの維持や郵便・ATMなどの日常生活に必要な機能の集約・確保を促すとともに、公共交通の充実を図ります。



生活拠点（穴内駅・穴内郵便局周辺）

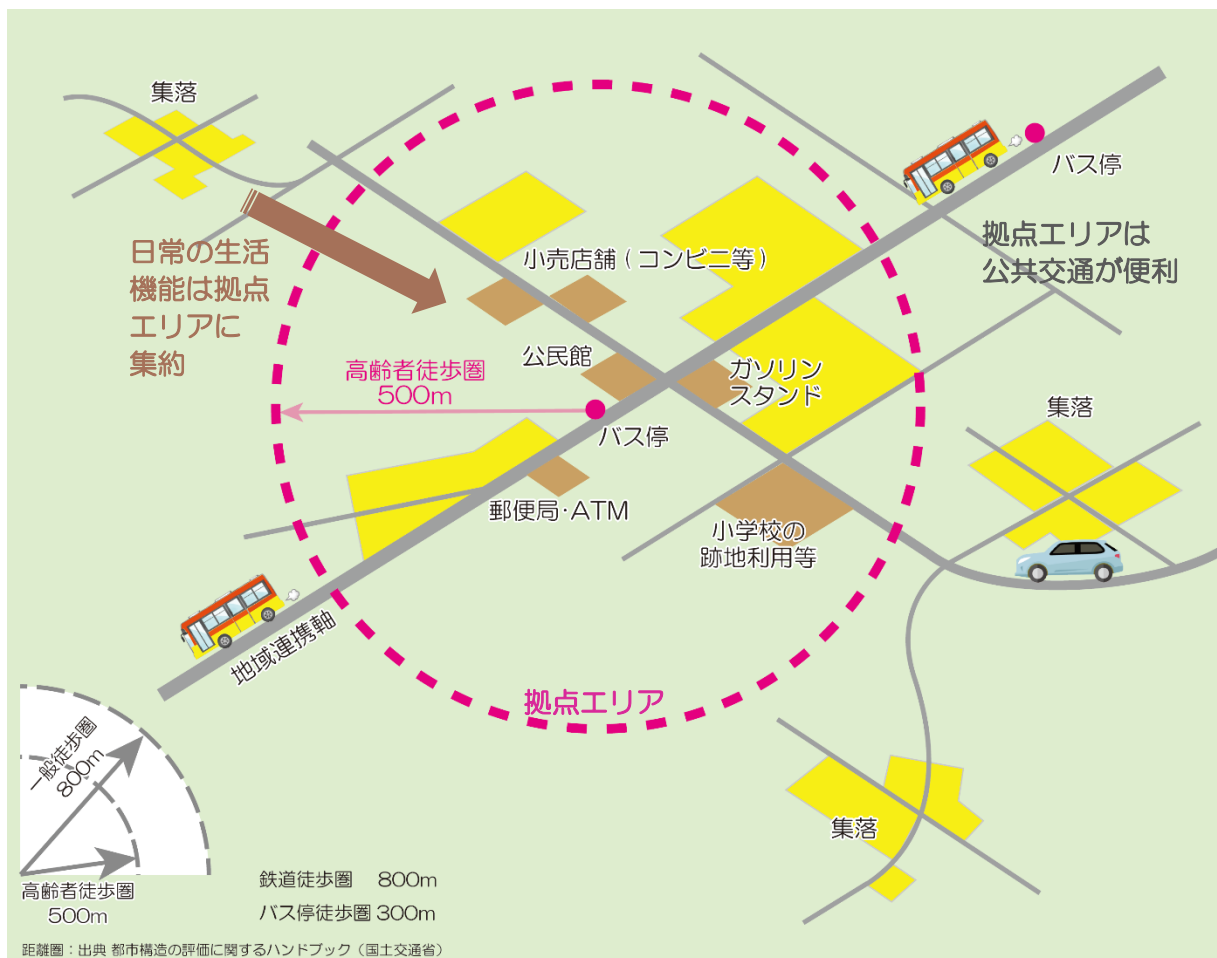


図 4-6 生活拠点イメージ

③ 教育拠点

- 統合学校を教育拠点として位置づけます。(市立小学校は統合に向けて検討中、市立中学校 2 校は 1 校に統合、県立中高 1 校と県立高校 1 校は県立中高 1 校に統合)
- 教育拠点は、静穏な環境に配慮するとともに、通学の利便性を向上するための公共交通の充実を検討します。

④ 産業拠点

- 植野工業団地周辺及び安芸漁港、伊尾木漁港を産業拠点と位置づけます。なお、市内には、移転予定の柚子処理加工施設をはじめ、JA高知県安芸集出荷場、JA高知県赤野集出荷場、JA高知県穴内集出荷場などの小規模な産業拠点も立地しています。
- IC周辺（安芸中IC（仮称）及び周辺は都市拠点としての複合拠点）等、今後交通利便性に優れることになる区域については、産業系用地の確保並びに企業誘致について検討します。

⑤ 観光交流拠点

- 広域的な観光の集客や地域のレクリエーション活動を支える場を観光交流拠点と位置づけます。
- 安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、安芸タイガース球場（西八幡公園）、安芸広域公園、大山岬公園などの公園・緑地、伊尾木洞の自然資源等の主な観光資源を観光交流拠点と位置づけます。
- なお、これらの拠点を有する市街地周辺一帯を市街地周辺観光交流ゾーンとし、赤野休憩所、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯を中山間地域観光交流ゾーンと位置づけ、観光、交通基盤の充実を図ります。



観光交流拠点（岩崎彌太郎生家）



観光交流拠点（道の駅大山）

⑥ 防災拠点

- 安芸市では、地震・津波対策だけでなく、台風や集中豪雨に対する、浸水や土砂流出などへの対策が必要です。このような災害に備えるため、「市役所（災害対策本部）」「安芸市防災センター」「高知県安芸総合庁舎」「安芸警察署」「県立あき総合病院」「安芸タイガース球場（西八幡公園）」を防災拠点と位置づけます。



防災拠点（安芸市防災センター）

(5) 安芸市の目指す将来都市構造

【安芸市の目指す将来都市構造】

核となる市街地の3極周遊型構造
+
市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

将来都市像『健康・元気都市』の実現に向けて、安芸市の将来都市構造として「核となる市街地の3極周遊型構造+市街地をとりまく拠点ネットワーク構造」を目指します。

○核となる市街地の3極周遊型構造

- ・暮らしの中心となる市街地は、3つの都市拠点「中心市街地及び周辺」「安芸中 IC（仮称）周辺」「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」を核とし、公共交通の連携により、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、拠点間や周辺都市との連携を強化し、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

○市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

- ・市街地をとりまく地域は、田園の中の居住地や様々な集落などの役割に応じて、必要な生活機能を集積した拠点づくりを進めます。また、生活拠点間の相互補完による拠点ネットワークを形成し、効率的な生活機能の利活用を促進します。

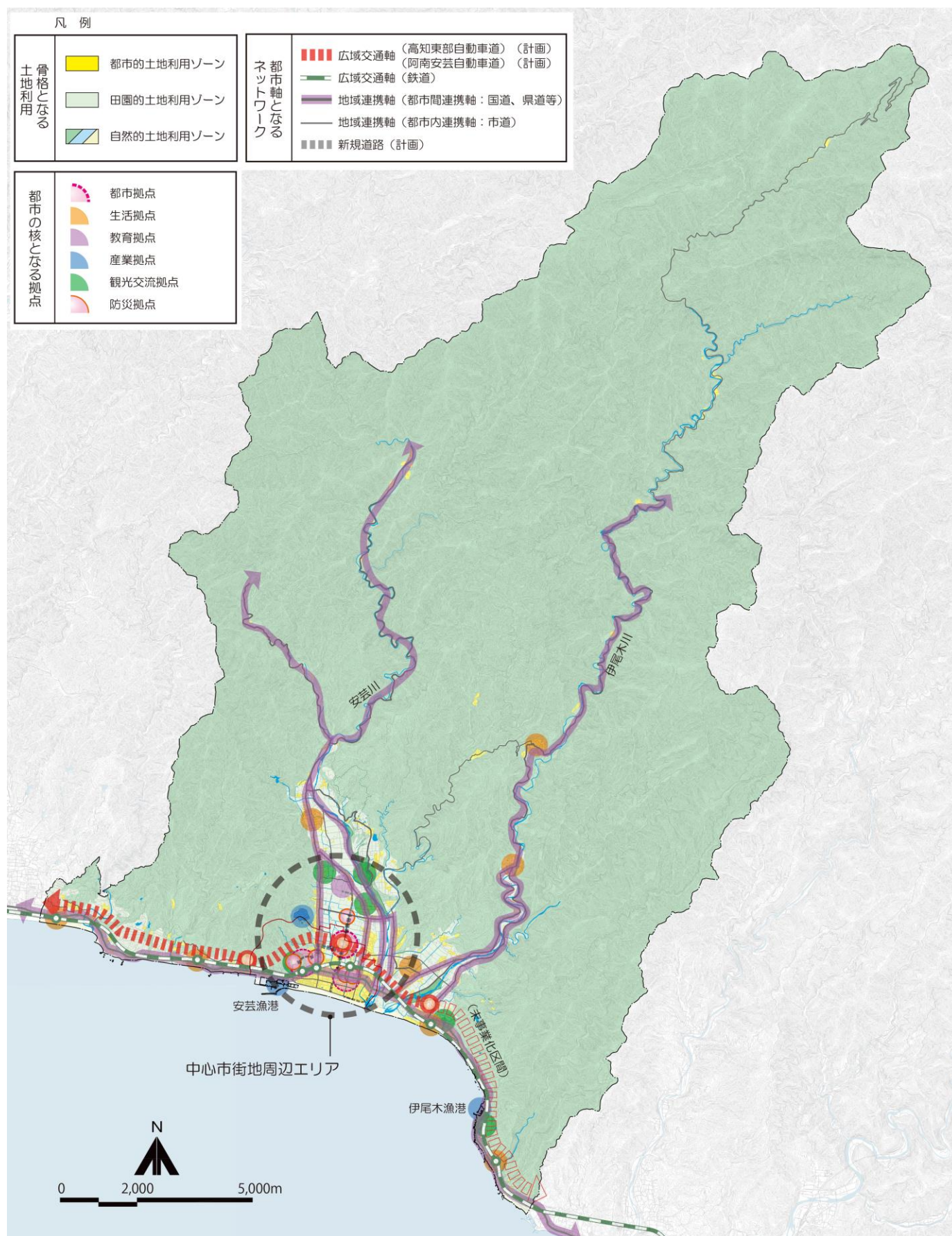


図 4-8 安芸市の目指す将来都市構造図 (多極連携型都市構造)

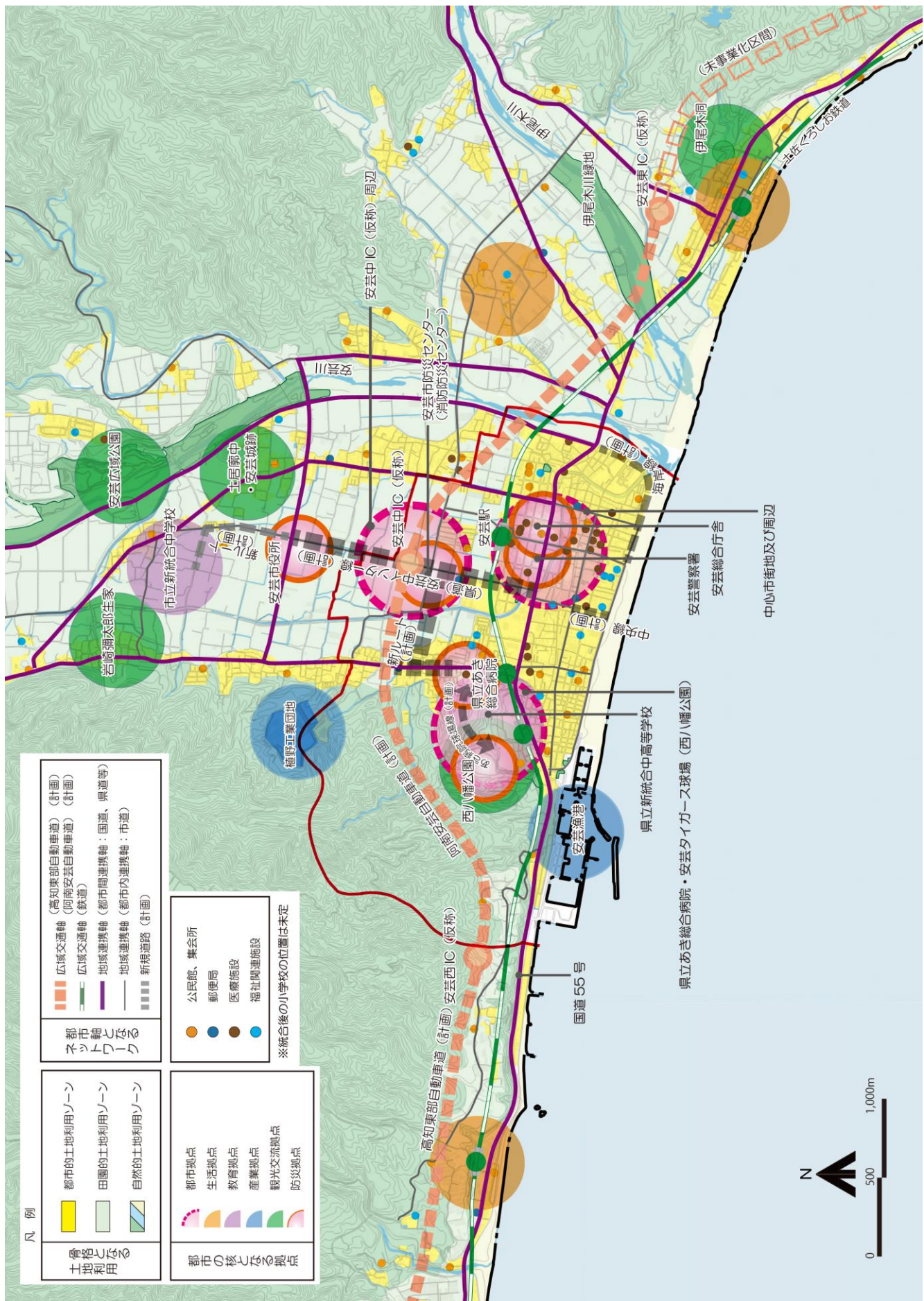


図 4-9 安芸市の目指す将来都市構造図 (多極連携型都市構造) (拡大図)

4.3 安芸市の新たな都市計画の方針

安芸市では今後、新たなネットワーク形成や新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）」並びに津波浸水想定区域などのハザードエリアにおける都市計画の考え方について、検討する必要があります。将来都市構造の実現に向け、それぞれの検討方針を以下に示します。

4.3.1 都市計画区域見直しの検討

高知東部自動車道・阿南安芸自動車道並びに IC 整備に伴う都市化への進展、市役所の移転、学校統廃合などによる都市構造の変化などを踏まえた場合、これからの安芸市は、都市計画区域内外にわたり、適切な土地利用について検討することが必要となります。特に、IC 周辺の土地は利便性や利用価値が高く、民間開発の需要も高まるため、土地利用の状況を見極めつつ、土地利用のコントロールによる計画的なまちづくりが必要となります。

安芸中 IC（仮称）南側などの都市計画区域内は、（県道）安芸中インター線の整備、地区計画の導入などにより、計画的な土地利用を進めることができます。

一方、市役所の移転、学校統廃合による移転先は都市計画区域外となるところも多く、農地と調和した土地利用の保全や、比較的小規模な開発行為等の無秩序な開発の抑制が、都市計画上、重要な課題となります。

このようなことから、安芸市は今後、将来人口や産業の見通し、総合計画などのまちづくり計画の進捗状況等を把握した上で、都市計画区域の見直しについて検討します。これにより、地区計画制度等の都市計画手法の活用を可能とすることで、無秩序な都市化をコントロールし、安芸市の持続可能な発展に資する適正な土地利用を進めることとします。

○検討対象地区

- ・市役所の移転及び都市計画区域外の学校統廃合の予定地周辺の都市計画区域の見直しを検討し、農地と調和したまちづくりについて検討を進めます。

4.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成

〔1〕新たな拠点形成（都市拠点・教育拠点・交通の拠点）

社会経済活動の主要機能を担う新たな拠点を形成します。各拠点形成においては、周辺土地利用の無秩序な開発を抑制し、周辺農地との調和を図りつつ、安芸市の将来の発展に資する適正な土地利用を図る必要があります。

① 複合的な機能を有する都市拠点の形成

- ・従来の「中心市街地及び周辺」に加え、「安芸中 IC（仮称）周辺」「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」を新たな複合的な都市拠点として形成します。

（土地利用の検討）

● 「中心市街地及び周辺」

- ・現行の中心市街地としての都市機能の集約や商店街の活性化及び学生や市民・観光客を呼び込む魅力づくり
- ・安全性の高い居住地としての土地利用を検討

● 「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」

- ・安心で健康な暮らしを支え、市内を効率的にネットワークする防災拠点としてや安芸市の重要な観光交流拠点となる複合拠点の形成を検討
- ・土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線「あき総合病院前駅（仮称）」の設置を促進

● 「安芸中 IC（仮称）周辺」

- ・安芸中 IC（仮称）南側は、広域交通を活用した新たな流通業務系、住居系、観光交流などの土地利用を検討
- ・安芸中 IC（仮称）北側（市役所・市立新統合中学校を除く）は、優良農地の保全を検討
- ・既存の観光資源との連携等を推進

② 市役所や市立新統合中学校周辺の土地利用コントロール

- 市役所や教育拠点となる市立新統合中学校周辺は、施設にふさわしい拠点形成を検討します。なお、市立小学校は統合に向けて総合的に検討を進めています。また、県立中高 1 校と県立高校 1 校は県立中高 1 校に統合を進めています。
- 市役所の移転先は都市計画区域外となります。また市立新統合中学校は都市計画区域外となるものもあります。これらの拠点周辺は、農地と調和した土地利用の保全や、無秩序な開発行為等の抑制について検討します。



市役所予定地周辺

（土地利用の検討）

- 「市役所周辺」「教育拠点」
 - 優良農地の保全を検討

〔2〕 拠点周遊型ネットワークの形成と沿道土地利用

安芸市の主要拠点を結ぶ拠点周遊型のネットワークを形成し、効率的で暮らしやすいまちづくりに取り組みます。また、新設道路については、適切な沿道土地利用を検討します。

① 拠点を周遊する新たなネットワーク機能の形成

- 新たに「（県道）安芸中インター線」「中央線」「海岸線」「あき病院球場線」及び「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院）への新ルート」を整備します。これらのルートは、市街地において環状線を形成することとなり、地域の社会経済活動を好循環し、市民の健康で元気な暮らしを支える生活軸となります。

（ネットワークの形成）

- 「（県道）安芸中インター線」「中央線」
 - 安芸中 IC（仮称）からの来訪者や物資をまちなかへと運ぶ骨格軸であり、産業の活性化を担うネットワーク機能の形成
 - 中山間地域～市役所・市立新統合中学校～中心市街地～海岸を直接結ぶルートとして、市民の健康づくり、楽しく安全な通勤通学、わかりやすい観光を提供



（県道）安芸中インター線供用区間

●「あき病院球場線」

- ・防災拠点（県立あき総合病院）と避難場所（安芸タイガース球場（西八幡公園））を短絡し、県道安芸物部線と国道 55 号に直結することにより、市内の防災対策のためのネットワークを形成
- ・観光交流拠点となる安芸タイガース球場（西八幡公園）・球場前駅と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・周遊させるレクリエーションネットワークや駐車場の形成

●「海岸線」

- ・安芸漁港から沿岸部を通る安芸市外縁のルートとして、緊急時の海からの物資輸送や沿岸部からの避難のための防災対策のネットワークの形成
- ・安芸漁港、学校統廃合により生じる学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などを結ぶ海岸ルートとして、市民の健康や観光客のための新たな魅力づくりに資するレクリエーションネットワークの形成

●「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」

- ・安芸中 IC（仮称）（（県道）安芸中インター線）～県立あき総合病院（県道安芸物部線）をつなぐ、市内の防災や暮らしのネットワークの形成



新ルート検討箇所付近

② 新設道路沿道の適切な土地利用

- ・新たな道路整備にあわせ、沿道における計画的な土地利用について検討します。

（土地利用の検討）

●「（（県道）安芸中インター線」「中央線」

- ・中心市街地への市民や観光客の誘導及び商店街の活性化に資する沿道土地利用について検討

●「あき病院球場線」

- ・防災対策及び観光レクリエーションに資するネットワークとして、周辺緑地の保全について検討

●「海岸線」

- ・歩行者に配慮するとともに、安芸市の魅力向上に資する沿道土地利用について検討

●「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」

- ・市街地を周遊する新ルートとして周辺農地との調和や景観に配慮した沿道土地利用について検討

【3】 公共施設跡地の有効活用

安芸市では、市役所及び市立新統合中学校の整備に伴い、多くの公共施設跡地が創出されます。今後は、施設の持続的な運営や維持管理に配慮しつつ、これら公的資産の有効活用を検討する必要があります。

① 市役所跡地・学校跡地の有効活用

- ・市役所跡地及び学校統合によって生じる学校跡地の有効活用が必要です。市街地や中山間地域に位置するこれら公的資産は、立地特性に応じ、適切な土地利用を検討します。

（土地利用の検討）

● 「市役所跡地」

- ・ 中心市街地としての立地特性を活かし、にぎわいづくりなどによる市街地の活性化を図るための土地利用について検討

● 「学校跡地」

- ・ 中心市街地、海岸部、中山間地域などの立地特性に配慮し、安芸中 IC（仮称）などを結ぶ多様な機能（観光交流、地場産業、市民のコミュニティ活動、スポーツ、合宿等）について、地域の魅力づくりのための土地利用について検討

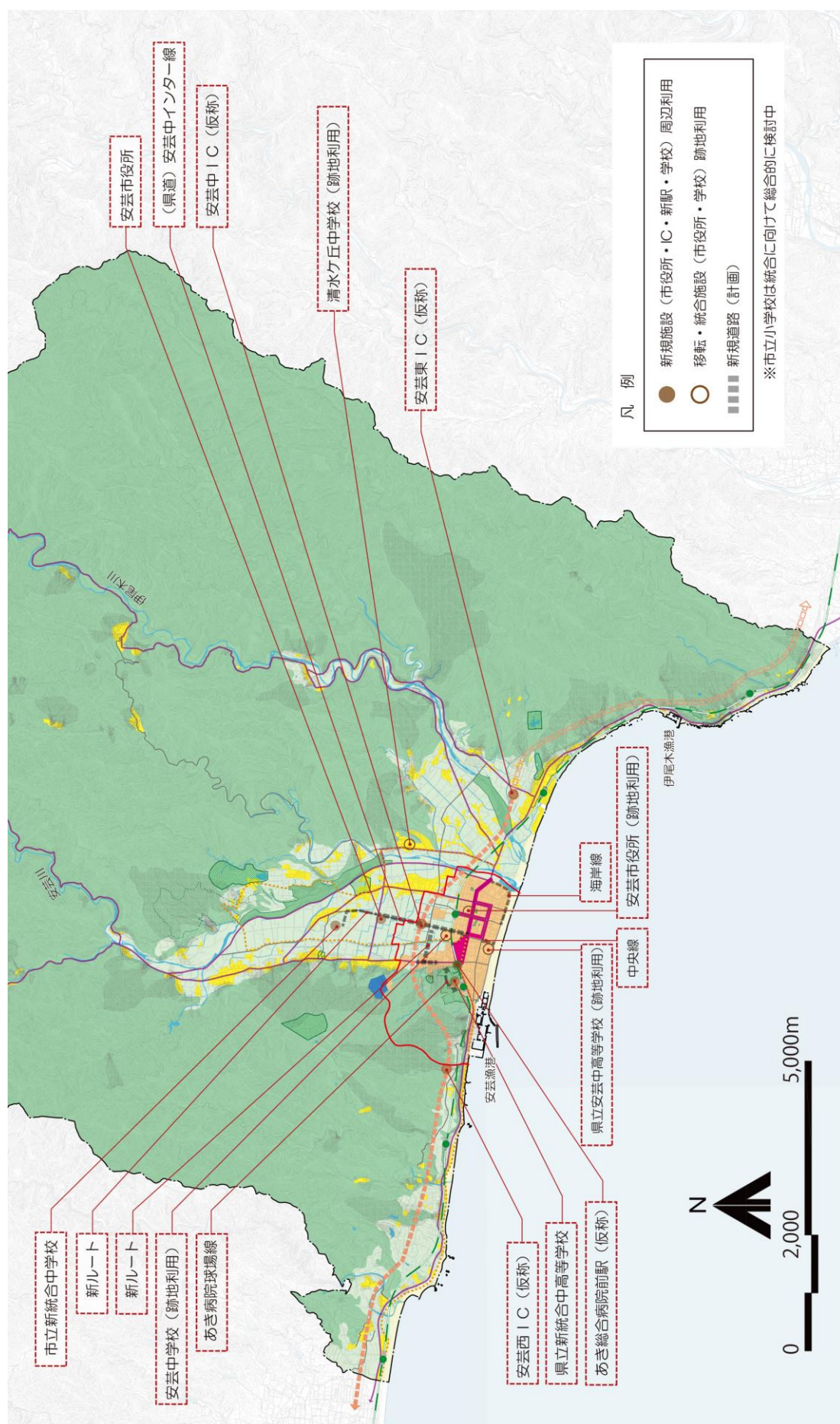


図 4-10 検討が必要な新たな拠点とネットワーク

4.3.3 災害に強い都市防災

安芸市の中心市街地や沿岸部は、多くの市民の暮らしや産業の基盤となっており、安芸市にとって代替性のない商業・業務や居住の場となっています。

安芸市においては、地震・津波災害のみならず、近年の自然災害に対応するため、災害リスクを踏まえた土地利用について検討します。

〔1〕南海トラフ等による地震・津波の災害対策

南海トラフ地震・津波等による災害への対策を推進します。

- ・ 中心市街地や沿岸部の津波浸水想定区域においては、地震時に複合的な災害発生が懸念されますが、防災体制の充実を前提として、公共施設の耐震化・耐浪化、避難できる通路の確保や津波避難場所の維持・管理、水害リスク低減のための検討等、地震・津波に対する複合的な取組を推進します。
- ・ 沿岸域では、漁港、海岸の自然災害について防災対策を推進します。また、沿岸域は海岸保全区域に指定されており、引き続き、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護します。

○中心部における持続可能なまちづくりの検討の方向

- ・ 安芸市の中心部のほとんどは、津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。しかし、中心部は、安芸市にとって代替性のない暮らしや商業の基盤となっていることから、安全な区域への移転を推進することは難しい状況です。
- ・ このため、中心部で持続可能なまちづくりを行うにあたっては、津波浸水のハザードエリアや土砂災害危険箇所等を勘案した複合的な取組のもと、安全対策が可能な地域として、居住を維持するとともに新たな居住者も住み続けられるように取り組みます。
- ・ 以上から今後、

『中心部の魅力ある都市機能の集約』

『既存の居住区域における防災・減災対策の促進』

を両立させる方針として

「防災体制の一層の充実の上で、公共施設や建替え時の建物の耐震化、耐浪化、避難できる通路の確保、津波避難ビルの維持管理等、水害リスク低減や地震・津波に対する複合的な取組等の推進」について検討します。

〔2〕防災拠点の確保と緊急輸送道路ネットワークの強化

南海トラフ地震・津波等による災害時の対策として防災拠点の確保と緊急輸送道路ネットワークの強化を推進します。

① 防災拠点の確保

- 市役所、安芸市防災センター、高知県安芸総合庁舎、安芸警察署、県立あき総合病院、安芸タイガース球場（西八幡公園）を防災拠点として位置づけます。

② 新設道路を活用した緊急輸送道路ネットワークの形成

- 高知県では、南海トラフ地震発生直後の負傷者の救出や、支援物資などの受入れを迅速に行えるように、あらかじめ、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至る啓開ルートを設定しています。安芸市では国道 55 号などが啓開道路です。
- 安芸市では、これらの啓開道路を骨格として、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道、（県道）安芸中インター線、中央線、あき病院球場線、安芸漁港からの海岸線、安芸 IC～県立あき総合病院への新ルートなどにおいて緊急輸送道路網の形成を図ります。
- 安芸橋等をはじめ、道路、橋梁、鉄道等の耐震性を図るとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震・耐火性の向上を促進します。



国道 55 号

〔3〕密集市街地における防災・減災対策

密集市街地等における防災・減災対策を推進します。

① 密集市街地の解消（建築の防災・減災対策）

- ・木造密集地区における建築物の不燃化・耐震化、老朽家屋の解消や建替え時の耐浪化等により、延焼しにくい街区を形成します。
- ・狭あい道路の拡幅により、緊急車両の通行ができる生活道路の整備を推進します。

② 公共施設の防災・減災対策

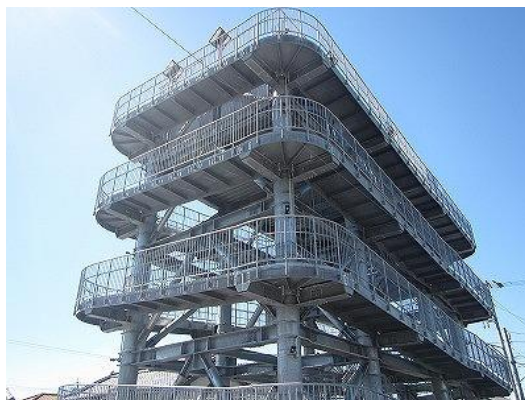
- ・安芸市民会館、安芸市民図書館は、建築基準法に基づく現行の耐震基準（建築年次昭和 56 年 6 月 1 日）以前の建物であり、耐震補強の必要な施設です。今後は、安芸市公共施設等総合管理計画に基づき、更新・移転について検討します。
- ・密集市街地における危険性を低減するため、ブロック塀の撤去を促進します。

〔4〕避難場所・避難できる通路などの整備・充実と防災意識の向上

安全・安心な避難場所及び避難できる通路の確保、防災設備の整備に努めるとともに、市民の防災意識の向上を促進します。

① 避難場所・避難できる通路の確保

- ・津波浸水想定区域内における津波避難ビルや避難タワーなどの避難場所やコミュニティ防災拠点の拡充、公園・緑地や市街地内の道路の活用により、計画的かつ早急な避難場所及び避難できる通路の配置・整備を推進します。また、高台までの経路へのバッテリー付き避難誘導灯の整備を推進します。
- ・避難困難区域の再検討を進め、さらなる安全性の向上に努めていきます。



避難タワー

② 災害弱者への対応

- ・高齢者、障がい者等の災害弱者のための道路整備を推進します。

③ 地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備を推進します。
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備を推進します。

④ 防災・減災意識の向上の強化

- ・地域での防災訓練、自主防災活動の実施等により、防災意識の向上を促進します。

〔5〕河川・内水氾濫、土砂災害等の災害対策

都市防災対策として河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策を推進します。

① 河川改修や内水氾濫対策等の実施

- ・安芸川、伊尾木川等の河川について、計画的な改修を促進します。
- ・江ノ川などの市街地の内水氾濫による浸水対策として、河川改修、雨水排水施設整備等の計画的な整備を促進します。
- ・老朽箇所、流水断面不足施設における施設の更新、流水断面の拡大等として、安芸川、江ノ川の河床掘り下げを促進します。

② 無秩序な開発の抑制（水源涵養）

- ・雨水流出による河川や排水路の洪水負担を軽減するため、市街地周辺における農地や山林を保全し、無秩序な開発を抑制します。

③ 山間部・丘陵地における土砂災害対策

- ・砂防区域や土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所を引き続き把握するとともに、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの推進の災害予防対策を推進します。

4.4 分野別方針

4.4.1 土地利用

都市的土地利用ゾーン、田園的土地利用ゾーン、自然的土地利用ゾーンの役割分担を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

〔1〕魅力ある中心市街地の形成

中心市街地は、東部圏域の商業拠点として土地の有効利用を促進し、既存商店街等の活性化を推進します。

① 「圏域拠点」となる商業・業務地の形成

- ・安芸市の中心市街地は、高知県東部圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域拠点」（高知県東部圏域都市計画区域マスタープラン）と位置づけられており、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積することが求められています。
- ・国道 55 号沿道は、商業・飲食、サービス等の沿道型施設等の商業機能の維持を図ります。また、行政機関や観光拠点等の立地特性を活かした観光、流通や文化機能などの幅広い都市機能の集約を図ります。
- ・中心市街地を縦断する（県道）安芸中インター線及び中央線は、中山間地域～安芸中 IC（仮称）～海岸までを結ぶ地域連携軸であり、市民や観光客を中心市街地へと誘導する機能の確保について検討します。

② 魅力ある「中心市街地及び周辺」（都市拠点）の形成

- ・中心市街地の商店街は、地域の顔となる商業地として土地の有効利用を図ります。
- ・魅力と特色ある商業空間の創出を図るため、中心市街地活性化基本計画の見直しについて検討します。中心市街地の活性化に向けては、空き地の活用・空き店舗の改修による都市機能の充実について検討します。また、起業や後継者の支援、コミュニティビジネス・交流支援、にぎわいづくりのイベント、商店街の憩いの場等の促進や、観光客や学生等を商業地に呼び込む魅力ある商店街の形成、並びに日常生活の利便に寄与する店舗の立地等を促進します。
- ・安芸駅周辺は、中心市街地と連続した商業地として、計画的な土地利用について検討します。

〔2〕快適な生活環境の形成

まちなかにおける快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心して子育てができ、健康に暮らせる住環境を形成します。

① 子育てや健康な暮らしのための生活サービス機能の充実

- ・中心市街地や駅周辺は、生活サービスが効率的に提供されるように、介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の土地利用の充実を促進します。

- ・沿岸部は、学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などの有効活用を検討します。また、市民や観光客の憩いと健康づくりの場としての土地利用を検討します。
- ・地域コミュニティの形成に資する公民館、集会所等は、適正な配置に配慮しつつ、施設の充実を図ります。
- ・ICT（情報通信技術）環境の充実、活用により、健康に暮らせる安全・安心な住環境の充実を検討します。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

② 移住・定住対策としての適正な住宅供給

- ・まちなかの低・未利用地の有効利用として空き家バンクや民間活力等の活用を促進することで、若者向け等の定住対策を進めます。
- ・桐ヶ内団地の建替えを進め、適正な維持管理を進めます。

〔3〕 産業拠点の充実

次世代に続く地域産業の振興に向けた環境づくりを推進します。

① 工業団地等の維持と活性化に向けた土地利用の維持・充実

- ・既存工業団地の操業環境の維持・充実や地場産業に資する柚子処理加工施設の移転に際して、鉄道駅、IC とのアクセスの確保により、流通機能の向上を図ります。また、JA 高知県赤野集出荷場、JA 高知県穴内集出荷場、JA 高知県安芸集出荷場などの産業関連施設は、これらを取りまく環境整備の維持・充実を図ります。

② 農業・漁業の維持と活性化に向けた土地利用の充実

- ・新規就業者支援、特産品開発、農業や漁業の振興・交流、地域産業の振興に向け、農地の活用や漁港の機能の充実のための土地利用について検討します。
- ・市街地周辺や中山間地域の優良農地では、圃場整備等の農業基盤整備の推進、施設園芸の近代化、耕作放棄地対策等を推進します。

〔4〕 中山間地域における既存の集落維持

中山間地域における快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心して暮らせる集落環境を確保します。

① 既存の集落等を維持・保全するための適正な土地利用

- ・集落における適正な土地利用を図ります。この際、優良農地の保全、居住に際して検討が必要な土砂災害等の危険な箇所（「土石流危険渓流」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」等）、「津波想定」の区域等に配慮します。

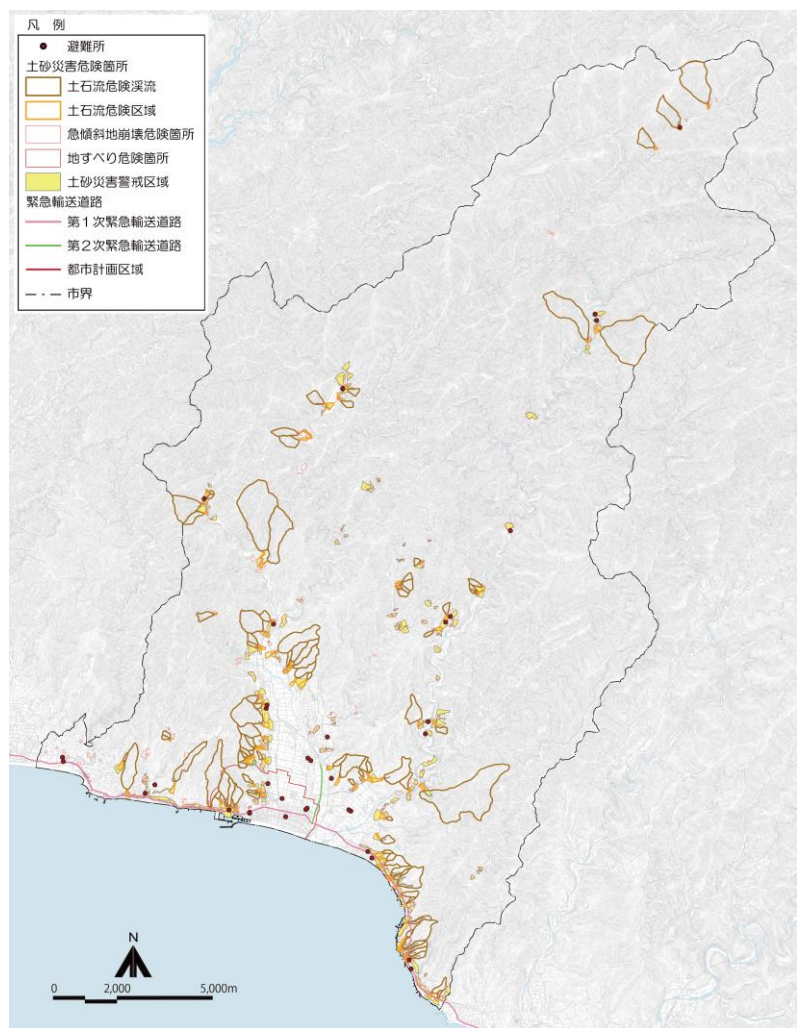


図 4-13 土砂災害危険箇所・避難所・緊急輸送道路・

出典：国土数値情報（土砂災害危険箇所：平成 22 年度高知県）、避難所（平成 24 年度 安芸市地域防災計画）、緊急輸送道路（平成 27 年 7 月高知県地域防災計画）

② 健康で元気に暮らせる生活環境の維持・充実

- ・道路、公共下水道等、合併浄化槽などのインフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。
- ・過疎化の深刻な中山間地域において、既存集落等へ生活サービスが効率的に提供されるとともに、地域の支え合い活動の推進及び有効な制度として小さな拠点等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

③ 移住・定住対策の推進に向けた土地利用の活用

- ・空き家や耕作放棄地を活用し、Uターンなどの移住者の受け入れ環境の整備や、担い手農家への農地集積を検討します。
- ・公共交通機能を利用して、バス停周辺などへの計画的な土地利用の活用について検討します。

《ゾーン別 土地利用方針》

[住居系ゾーン]

- ・住居系ゾーンは、一団の住宅地や集落が形成された地域を位置づけます。

（都市的土地利用における住居系ゾーン）

- ・都市的土地利用における住居系ゾーンは、中心部の現行の市街地を位置づけ、利便性が高く、良好な居住環境を有する地域の形成を図ります。
- ・このゾーンは、駅や商業・業務機能の配置にあわせ、まちなか居住を中心とした若者や子育て世代、高齢者、障がい者にとって良好な居住環境を検討します。
- ・中心市街地の商店街は、地域の顔となる商業地として土地の有効利用を図り、魅力と特色ある商業空間の創出を図るため、中心市街地活性化基本計画の見直しについて検討します。
- ・沿岸に近い木造密集地域は、用途の混在や敷地の細分化を防止し、災害に強い居住環境の形成を促進します。

（自然的土地利用における住居系ゾーン）

- ・自然的土地利用における住居系ゾーンは、豊かな自然や田園環境に囲まれた既存集落地を位置づけます。
- ・このゾーンは、多世代居住などのゆとりある居住環境として、魅力ある田園集落を形成します。

[商業・業務系ゾーン]

- ・商業・業務系ゾーンは、県立あき総合病院から国道55号沿道一帯の商店街や、安芸駅周辺一帯を位置づけます。
- ・このゾーンは、安芸市の中心市街地であることから、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能を誘導します。
- ・また、空き地・空き家等の低・未利用地を活用し、土地の有効利用や機能の集積を図るとともに、安芸市の顔としての都市景観の形成を図ります。
- ・安芸駅周辺や商店街一帯は、交通利便性を活かし、地域内や広域的な集客力を強化し、商店街の活性化に資する土地利用について検討します。

（移転・統合施設跡地、IC 周辺）

- ・中心市街地における市役所や統合学校の移転跡地は、行政・文化機能、商業機能、防災機能、観光交流機能など、周辺土地利用との調和に考慮して、土地の有効活用について

総合的な検討を進めます。

- ・安芸中 IC（仮称）南側は、交通の利便性を活かした新たな産業を展開できる土地利用等として、新たな流通業務系や住居系の土地利用について検討します。

（新設道路沿道）

- ・（県道）安芸中インター線沿道は、都市拠点を結ぶ重要な路線となります。このため、利便性を活かした商業・サービス施設などの沿道土地利用について検討します。
- ・あき病院球場線は、防災拠点の県立あき総合病院と避難場所の安芸タイガース球場（西八幡公園）を短絡するルートであり、市内の防災対策のネットワーク機能を形成します。また、観光交流拠点である安芸タイガース球場（西八幡公園）と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・周遊させるレクリエーションネットワーク機能を形成します。
- ・海岸線沿道は、安芸漁港から沿岸部を通る安芸市外縁のルートであり、市民や観光客のための海岸沿いの魅力的な空間をつくる土地利用について検討します。
- ・安芸中 IC（仮称）（（県道）安芸中インター線）～県立あき総合病院（県道安芸物部線）を結ぶ新ルートは、市内の防災や暮らしのネットワーク機能を形成する周辺土地利用について検討します。

【工業系ゾーン】

- ・工業系ゾーンは、植野工業団地の周辺地域を位置づけます。また、移転が検討されている柚子処理加工施設周辺をはじめ、JA高知県安芸集出荷場、JA高知県赤野集出荷場、JA高知県穴内集出荷場なども小規模な産業拠点として機能の維持・充実を進めます。
- ・これらにより、さらなる工業施設の誘致や集積を進め、活力の向上と働く場の創出を促進します。

【農業・漁業系ゾーン】

- ・農業・漁業系ゾーンは、市街地を取り巻く田園地域、中山間地域や安芸漁港、伊尾木漁港周辺一帯を位置づけます。
- ・農業系ゾーンは、農業生産基盤の維持・充実を図るとともに、市街地を取り囲む優良農地としての適切な保全と営農環境の向上を図ります。
- ・漁業系ゾーンは、漁港機能の充実とともに観光交流機能の充実を図るため、土地の有効活用を図ります。
- ・多面的な農業・漁業の展開として、観光農園等の利用や、農業・漁業体験をとおしての市民や観光客との交流の場としての活用を検討します。

(安芸中 IC (仮称) 北側)

- 安芸中 IC (仮称) 北側 (市役所・市立新統合中学校を除く) は、優良農地の保全を検討します。

[自然環境系ゾーン]

- 自然環境系ゾーンは、安芸市の北部に広がる中山間地域を位置づけます。
- 自然環境系ゾーンのうち、市域の約9割近くを占める山林については、森林が有する水源涵養や国土保全等の公益的機能を維持しながら、都市と山村が交流する観光交流の場として活用します。
- 手結住吉県立自然公園や伊尾木洞などの優れた自然資源、安芸川、伊尾木川などの清流、自然と調和した里山環境、海岸の自然を保全します。
- 安芸広域公園、大山岬公園、伊尾木川緑地等は都市公園・都市緑地として適正な整備及び維持管理を進めます。

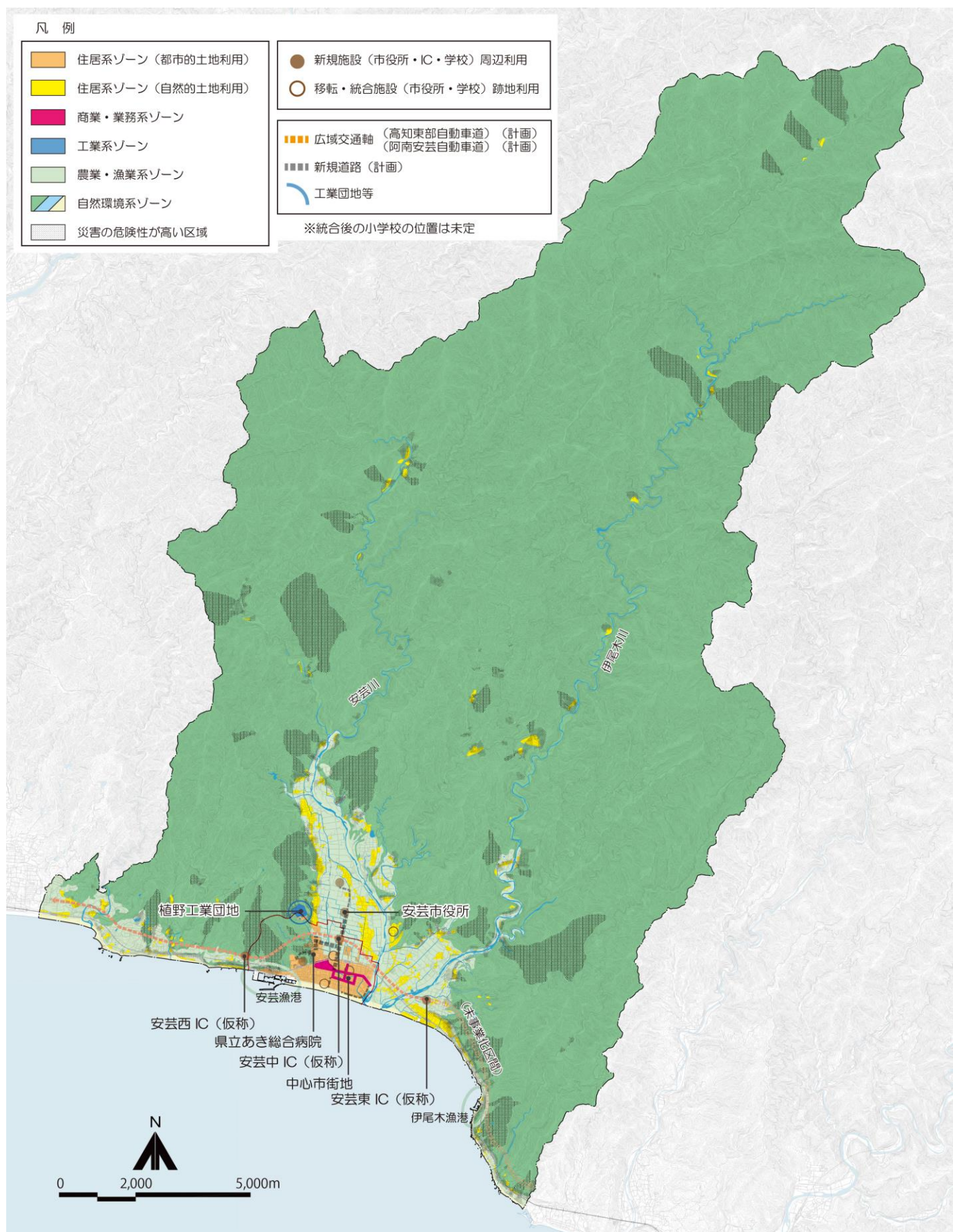


図 4-14 土地利用の方針図

4.4.2 市街地整備

活力があり、安全で快適な市街地の形成を図ります。

〔1〕安全・安心な住居系市街地の形成

都市計画区域内の住居系市街地は、複合的な安全対策を講ずることにより、安全・安心な居住地を形成します。

① 現行の市街地

- ・都市計画区域内の住居系ゾーンは、安全・安心な居住地を形成します。
- ・住居系ゾーンの低・未利用地については、計画的かつ周辺と整合のとれた土地利用転換を検討し、有効活用を進めます。
- ・安芸市の中心市街地の多くは津波浸水想定区域内に位置するため、用途の混在や敷地の細分化を防止します。また、津波浸水想定区域内で耐震性がなく、耐用年数を超過している住宅の用途を廃止するなど、災害に強い居住環境を検討します。
- ・木造の密集市街地等においては、狭あい道路の解消を推進し、安全・安心な住環境を形成します。
- ・建替え時の建物の堅牢化を進めるとともに、低層の木造住宅地においては、災害に強い市街地としての地区計画の導入を検討します。
- ・既存の住宅である桐ヶ内団地は建替えを進め、公営住宅の長寿命化対策を進めます。また、元気な高齢者が大勢で暮らせる場所など、生活・居住対策について検討します。

② 新たな住宅地形成

- ・安芸中IC（仮称）南側周辺や（県道）安芸中インター線沿道は、周辺環境に調和した沿道型土地利用を検討します。
- ・沿道での新たな住宅地は、防災・減災の都市づくりの観点から、津波浸水想定区域や土砂災害危険箇所等を勘案するとともに、優良農地の保全の観点から、必要最小限の居住地域として検討します。

〔2〕新たな商業・業務系市街地の形成

都市計画区域内の商業・業務系市街地は、東部圏域及び安芸市の商業拠点として土地の高度利用を促進し、継続的発展に向けて都市機能の集約を図ります。

① 現行の市街地

- ・都市拠点の形成のため、中心市街地や地域の内外を結ぶ（県道）安芸中インター線及び安芸駅周辺一帯において土地の高度利用及び都市機能の集約などを推進します。
- ・中心市街地に立地する商店街（元町振興会、安芸本町商店街振興組合）では、地域の商業拠点

として活性化等を推進します。また、安芸中IC（仮称）や（県道）安芸中インター線により求心力の高まる立地特性を活かし、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能の集約を図ります。

- ・県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）は、防災拠点または観光交流拠点として、その機能強化を図ります。

② 新たな商業・業務地の形成（市役所跡地・県立安芸中高等学校跡地・安芸市立安芸中学校跡地・安芸中 IC（仮称）南側周辺）

- ・市役所跡地や安芸市立安芸中学校跡地は、既存商店街などの活性化、観光交流、災害に強いまちづくりに配慮した安全・安心な市街地形成などについて検討します。
- ・県立安芸中高等学校跡地は、海岸線沿道や安芸市健康ふれあいセンター「元気館」等の立地特性を活かし、海岸沿いの魅力的で健康・元気都市に資する土地利用について検討します。
- ・安芸中 IC（仮称）南側周辺は、新たな流通業務系の土地利用について検討します。
- ・（県道）安芸中インター線の沿道土地利用は、周辺農地等の環境への影響を考慮し、歩いて楽しめる環境や緑地の確保について検討します。
- ・今後は集約型のコンパクトな市街地形成や既存の商店街の維持・活性化を進めることから、新たな商業系の市街地形成は十分に検討します。

〔3〕工業系市街地機能の維持・向上

地域産業の振興に向け、現在の機能の維持・向上を進めます。

① 現行の工業系市街地

- ・植野工業団地は、現在の機能の維持・向上を図ります。
- ・新たな安芸中 IC（仮称）、（県道）安芸中インター線、新ルート（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院）の整備による幹線道路とのアクセス性の向上を図ります。

② 新たな工場等の整備

- ・新たな工場地として、柚子処理加工施設の移転を検討します。移転に際しては周辺環境に配慮します。

〔4〕農業・漁業系土地利用の機能の充実

農業や漁業の振興・交流の促進、地域産業の振興に向け、市街地との調整を図りつつ、農地の活用や漁港の機能の充実のための土地利用について検討します。

① 現行の農業・漁業系土地利用

- ・安芸市の主要産業である農業について、優良農地の適切な保全と営農環境の向上のため、農業生産基盤の維持等を図ります。

- 担い手農家への農地集積により、耕作放棄地の抑制を進めます。
- 漁港は、利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上など漁港機能の増進を図るための施設整備に資する土地利用とします。
- 農地や漁港は、観光農園等の利用や、農業・漁業体験をととしての市民や観光客との交流の場としての活用を検討します。



市街地近郊の農地



安芸漁港

4.4.3 都市交通

市街地や中山間地域において、安全で円滑な交通網の形成を図ります。

鉄道や生活路線バスなどの公共交通の活用や、誰もが利用しやすい生活道路、安全で歩いて楽しい通学路、自転車・歩行者の利用環境を充実します。

〔1〕総合交通体系の形成

安全で円滑な道路ネットワークを形成し、道路の安全性・利便性を確保します。

① 高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及び IC の整備

- ・広域的な都市間や地域の拠点間の連携強化を図るため、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及び3箇所のIC（安芸西IC（仮称）、安芸中IC（仮称）、安芸東IC（仮称））の整備促進を図ります。

② 新規道路の整備

- ・産業の活性化や生活利便性・安全性の向上、防災ネットワークの形成及び渋滞緩和対策として、市街地内の「（県道）安芸中インター線」「中央線」「あき病院球場線」「海岸線」「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」等の地域内道路の整備を促進します。

③ 既存道路の改良

- ・都市間や拠点間を連結する幹線道路は、渋滞緩和、安全のための拡幅改良を進めます。
- ・都市内をつなぐ市街地の道路は、避難できる通路としての代替機能や救急時の緊急車両の通行機能を確保します。
- ・中山間地域の狭あい道路は、必要に応じて1.5車線化を推進し、日常の生活利便性の向上を図ります。

④ 交差点や歩道の安全対策

- ・交差点や通学路等については、外灯やカーブミラーの整備等による安全な道路空間の確保に努めます。

⑤ 都市計画道路の整備

- ・都市計画道路の改良率は県・市合計25.6%であり、低水準な状況です。今後は、安芸市公共施設等総合管理計画に基づき、将来的な改修・更新等の必要性を勘案し、都市計画道路としての位置づけや整備の優先順位等について検討します。

〔2〕公共交通サービスの充実

自動車、公共交通、歩行者・自転車等の交通に対して、多様なニーズに対応できる交通環境の整備を進めます。

① 多様な公共交通手段の充実

- 東西南北を巡る拠点間の公共交通ネットワークの形成により、周遊型都市構造を実現します。既存の鉄道、路線バス、コミュニティバスのほか、多様な移動手段の役割分担と連携により、効率的な生活交通手段の確保を検討します。
- 商業施設、医療施設、福祉施設、子育て施設及び教育施設などの公共公益施設等の利便性向上につながるバスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の確保について検討し、市街地、中山間地域等の交通ネットワークを形成します。
- 病院の利用時間に合わせた市内循環バス（元気バス）など、運行コースや運行時間の充実、民間バス事業者との連携等によるバスサービスの充実を検討します。



安芸駅の通学の様子

② 駐車場・駐輪場の整備

- 鉄道利用の促進、観光客の市内周遊などの利便性を高めるため、駅周辺地域における駐車場整備やサイクル&ライド駐輪場の整備を推進します。
- 特に、公共交通機関の利用者による放置自転車や違法駐車などを防止し、快適な路上空間の確保を図るため、適所での駐輪場や駐車場の整備及び規制の強化を検討します。

〔3〕人にやさしい道路づくり

ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活道路・通学路、自転車・歩行者道について、全ての人への安全性・利便性・快適性の確保を図ります。また、公共公益施設へのスムーズなアプローチを確保します。



一般県道高知安芸自転車道線

① 人にやさしい道路・健康づくりの道路の整備

- ・快適で安全な生活道路、楽しく思い出に残る通学路、健康・元気都市づくりの一環としての健康づくりルートなどにより、自転車・歩行者道の充実について検討します。

② ユニバーサルデザインの導入

- ・バス停周辺について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った道路の整備を推進します。
- ・障がい者、車いす利用者、ベビーカー利用者等に配慮し、誰もが安全に移動することができるよう、歩道等の計画的な整備及び段差の解消等のバリアフリー化を進めます。
- ・学校統合にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、通学路などの交通安全施設の充実を図るとともに、防犯、事故防止に取り組みます。

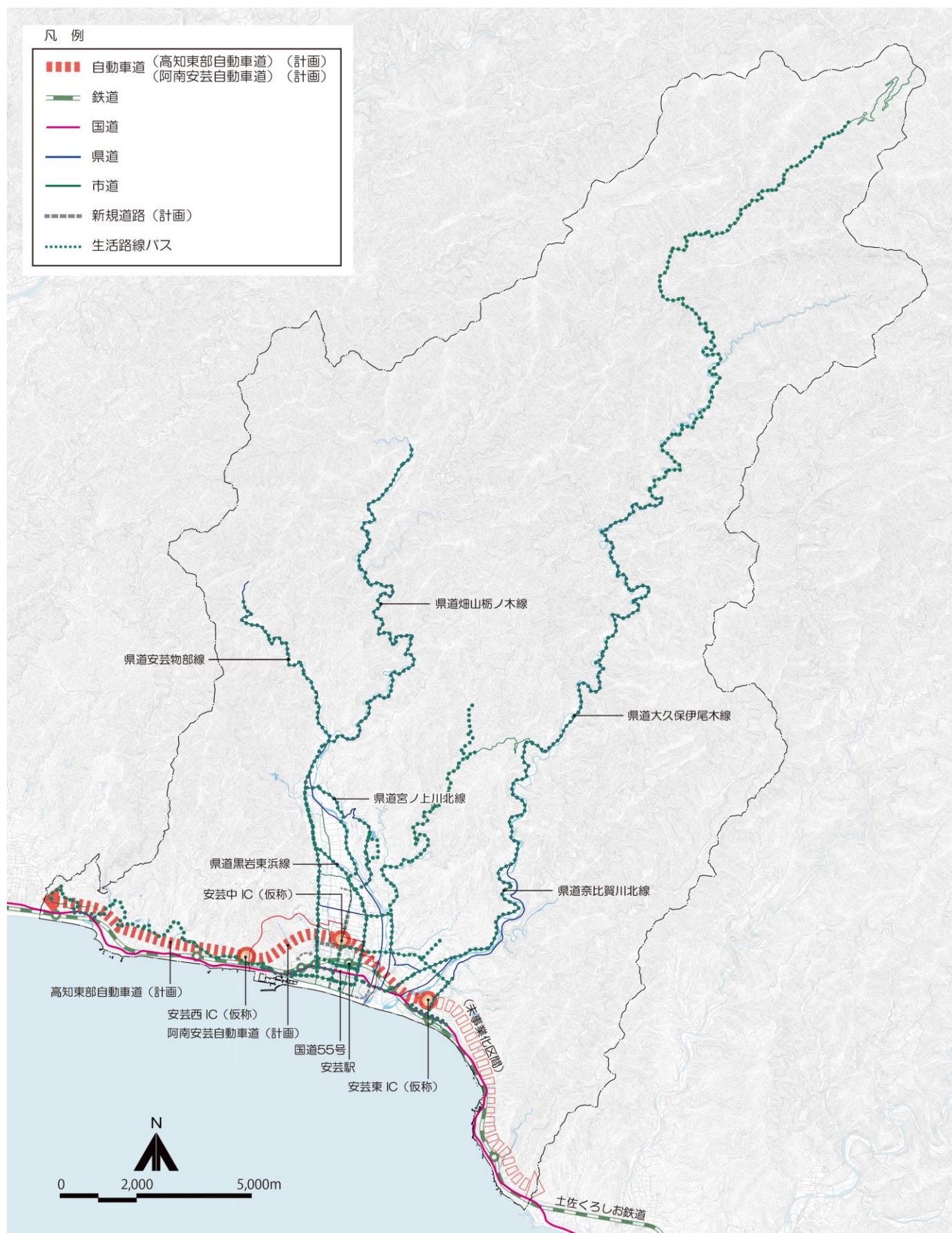


図 4-16 都市交通の方針図 (道路網・公共交通)

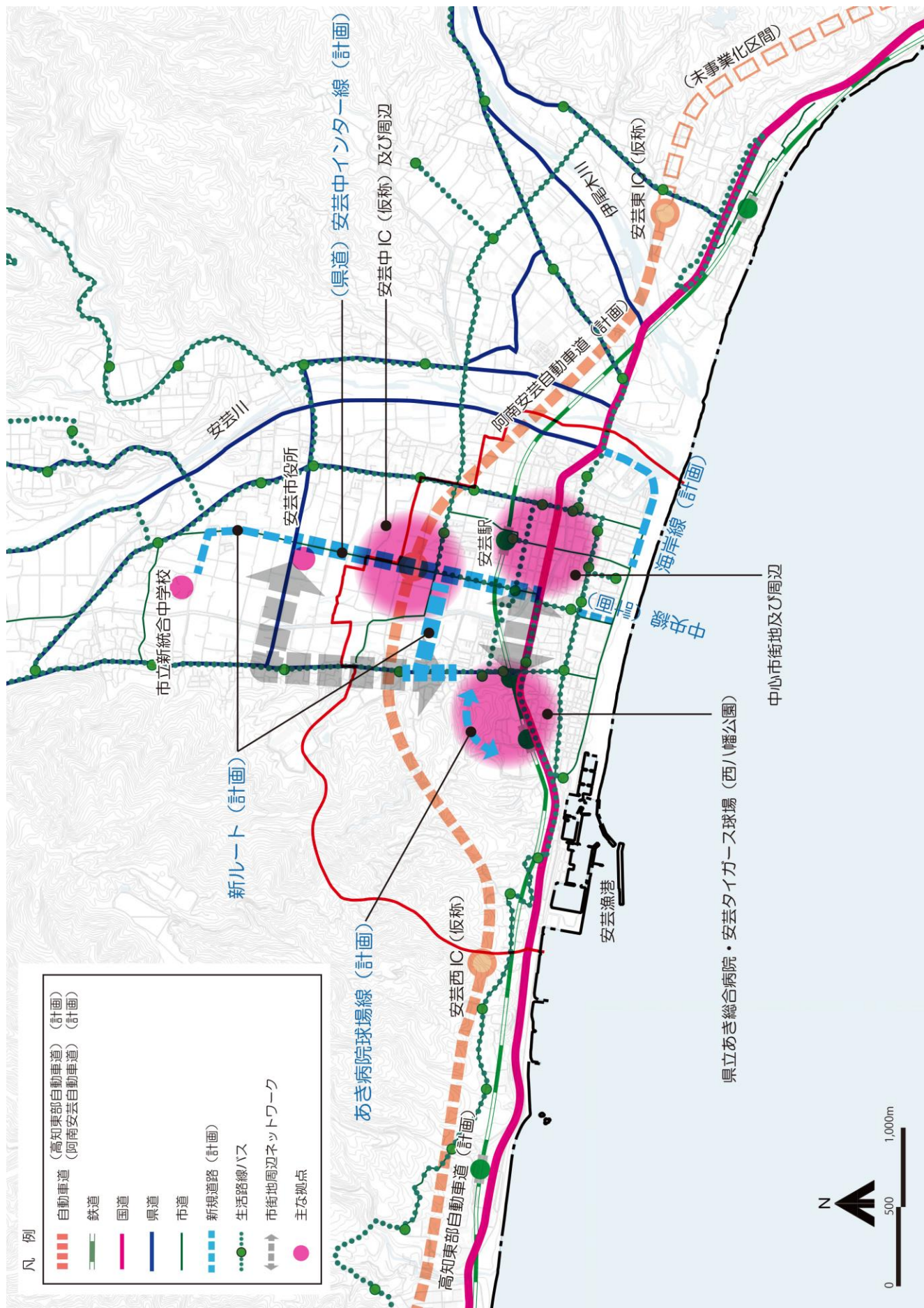


図 4-17 都市交通の方針図 (道路網・公共交通) (拡大図)

4.4.4 生活環境

快適な市民生活を営む上で必要不可欠な上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な整備・維持管理を進めます。

安芸市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の総量管理を推進し、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

〔1〕 上下水道の適切な管理

快適な暮らしを支える上水道及び公共下水道等の整備推進を引き続き進めるとともに、既設施設の適切な維持管理を進めます。

① 快適な生活環境の維持

- ・公共下水道等及び水道施設については、長寿命化等の対策を図りつつ適切な維持管理を推進します。
- ・中山間地域では、小規模水道による生活用水の確保（自家用井戸、中山間地域の谷水）を支援します。
- ・赤野地区、奈比賀地区、旧安芸町等において、下水道処理、合併浄化槽等の整備を促進します。

〔2〕 供給処理施設の整備

安心して健康に暮らせる住環境の維持・保全、整備を推進します

① 旧火葬場の跡地活用

- ・旧火葬場（西浜）跡地は、新たな墓地として整備し、適切に運営します。

② ごみ対策の推進

- ・ごみの分別や資源化を推進し、安芸市の自然環境の保全に取り組みます。

〔3〕 環境保全対策の推進

地球温暖化の影響は、異常気象の頻発や自然災害の増加など様々な分野で顕在化しつつあり、暮らしの安全・安心にとって身近な問題となっています。安芸市においても、安芸市をとりまく山、川、海や農地の保全を前提としつつ、環境保全への対策を進めます。

① 地球温暖化対策の推進

- ・電気自動車、低燃費車の推進等による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等について検討します。

② 環境教育の推進

- 広報の推進や、社会見学等の場を活用した環境教育を推進します。これにより市民の環境への理解を深めます。

③ 環境美化の推進

- ごみの減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動を推進し、安芸市の自然環境の保全に取り組みます。
- 市民・地域との連携による環境美化を推進します。



図 4-18 生活・環境の方針図

4.4.5 公園・緑地

安芸市をとりまく山、川、海などの自然環境や拠点となる公園・緑地などのネットワークを図りつつ、保全・活用を進めます。

農地は生産の場であることに加え、防災や環境面でも重要な役割を持つという視点から、優良農地の保全と営農環境の向上を図ります。

〔1〕自然環境の保全

安芸市をとりまく山々、安芸川、伊尾木川などの河川や海岸、農地等の自然環境の保護・保全を図ります。

① 都市の骨格を形成する自然環境の保全・活用

- ・四国山地を背にする山々や安芸川、伊尾木川などの河川、海岸等の安芸市の骨格を形成する自然環境を保全し、きれいな水や空気が循環するまちづくりを目指します。



安芸市をとりまく山々や海岸

② 海岸・河川の自然環境の保全・活用

- ・市街地を流れる安芸川、伊尾木川や江ノ川などの河川は、多自然川づくりを進めます。
- ・河川や海岸では、水質や生態系の保全に努めながら、市民に親しまれる親水空間として活用を図ります。
- ・穴内漁港付近の海岸域は、養浜の回復等に引き続き取り組みます。



安芸川

③ 安芸市を守る緑の骨格としての農地の保全

- ・農地は、農業生産の場となるとともに、洪水調整等の防災面や、景観上にとっても重要であることから、環境保全のための緑地空間として機能確保します。

④ 自然公園の保護・保全

- ・伊尾木洞のシダ群落、大山岬一帯の海岸線、妙見山、内原野、城山などの安芸市を代表する自然資源は、手結住吉県立自然公園として引き続き保護・保全します。



伊尾木洞のシダ群落

〔2〕公園・緑地の整備・管理

公園・緑地や農地・里山等の自然等の保全・活用により、市民のレクリエーション拠点と水と緑のネットワークを形成します。

① 公園・緑地の整備・管理

- 市民のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間として、朝霧公園、橋の元公園、江ノ川中公園、江ノ川上公園、安芸タイガース球場（西八幡公園）、大山岬公園、安芸広域公園、伊尾木川緑地などが整備されています。
- 今後は、既に供用されているこれら公園・緑地の健全度の点検や長寿命化対策等の維持管理を進めるとともに、現状の利用に対応して適切に集約・再整備について検討します。また、安芸タイガース球場（西八幡公園）は、周辺整備を引き続き推進します。



安芸タイガース球場（西八幡公園）



安芸広域公園（内原野陶芸館）

② 身近なレクリエーション拠点の形成

- 中心市街地のにぎわいづくりや活性化につながるイベントや発表の場、憩いの場として、まちなか広場の創出等について検討します。

③ 水と緑のネットワークの形成

- 安芸市をとりまく山林、農地等のまとまった緑に、都市間や拠点間を連絡する幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸の緑等をつなぎあわせ、安芸市の水と緑のネットワークを形成します。
- 都市間や拠点間を連絡する幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸の緑等は、水と緑の骨格として積極的に緑化を進めます。



市街地の水と緑のネットワーク（江ノ川）

〔3〕協働による緑化推進

市民、事業者との協働により、公共施設や民有地内における緑化を推進します。

① 市民や事業者による緑化推進

- 都市間や拠点間を連絡する幹線道路や駅前広場、官公庁施設等の公共公益施設のみならず、工場、商店街及び住宅地等の民有地の緑化を促進し、緑豊かな市街地を形成します。
- 市民や事業者等による都市緑化を促進するため、都市緑地法等の諸制度など様々な施策を実施します。

② 市民の緑化に関する意識向上

- 緑地保全や都市緑化の推進に向け、市民参加の推進体制づくりを進めます。
- 市民意識の向上を目指し、緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等を推進します。

4.4.6 都市景観・観光

駅周辺や中心市街地等においては、個性とにぎわいのある景観形成を進め、田園地域では、農地と調和した緑豊かな広々とした景観形成を進めます。

都市計画区域内外にわたって存在する個性ある歴史的な景観や自然景観などの地域資源を活かした景観形成を図ります。

建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策について検討します。

〔1〕固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成

自然豊かで固有の歴史・文化を活かした景観形成を図ります。

① 玄関口としてふさわしい良好な景観の形成

- 中心市街地及び周辺、安芸中 IC（仮称）周辺、県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺などの都市拠点及び市役所周辺、都市間や拠点間を連絡する幹線道路沿道は、安芸市の玄関口としてふさわしい顔づくりを進めます。また、建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策を検討します。

② 都市景観・田園景観の形成

- 戸建て住宅の多い都市計画区域内の市街地の住宅地景観や、農地、自然と調和した集落等のふるさと景観の形成を図ります。
- 個性ある建築群が残る景観など、安芸市らしいまちなみの保全及び魅力ある景観づくりについて検討します。
- 良好な景観の育成に向け、民地の生け垣化や敷地内緑化、建物の意匠の工夫等を進めます。
- 都市計画区域外では、安芸市を代表する景観として、国指定重要伝統的建造物群保存地区（土居廓中地区）、安芸城跡、野良時計、岩崎彌太郎生家、伊尾木漁港石積堤（「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」水産庁）、弁天池（内原野池）（「ため池百選」農林水産省）などの歴史的景観や文化的景観を保全します。



伊尾木漁港石積堤

③ 眺望地点の保全

- 集落景観やまとまりある農地、里山、丘陵地などのふるさとの景観を一望できる眺望地点としての安芸城跡や太平洋を一望できる八流古戦場跡の保全を図ります。

④ 市民参加型のまちづくりによる地域の景観づくり

- ・市街地における住宅地緑化を推進し、魅力ある生活環境の創出に努めます。
- ・商店街等の公共空間のデザイン向上を推進し、魅力ある都市景観を形成します。

〔2〕地域活性化に向けた観光振興の推進

安芸市の魅力を活用した観光交流の推進により誘客を図ります。また、観光振興により幅広い雇用と地域の活性化のための土地利用を検討します。

① 観光交流拠点の駐車場の充実、アクセス道路の整備、サインの充実等

- ・学校跡地などを活用し、市民や観光客の観光交流拠点の土地利用について検討します。
- ・安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、安芸タイガース球場（西八幡公園）、安芸広域公園、大山岬公園などの公園・緑地、手結住吉県立自然公園・伊尾木洞の自然資源等の観光交流拠点や、赤野休憩所、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯の観光交流ゾーンについて、保全対策を検討します。
- ・これらの観光交流拠点では、駐車場の充実とわかりやすいアクセス道路の強化により、周遊型観光の促進について検討します。また、看板・サインの整備により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備を図るとともに、自転車でもわれる環境づくりを進めます。
- ・さらに、体験型観光インストラクターの育成等により多様な観光を提供します。



施設の案内板（土居廓中地区）

② 観光交流の推進・観光情報の周知

- ・安芸市の農業、漁業や工芸品を活かした体験型・交流型観光の推進について検討します。基幹作物（ゆず、なす）や海産物（ちりめんじゃこ）などの特産物を活用した観光農園等の市民や観光客との交流の場づくりについて検討します。
- ・漁港では、漁港施設の有効活用により、観光交流機能の充実を図ります。
- ・高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及びICの整備を活かした観光交流の広域化を促進します。
- ・全国、全県のみならず訪日外国人を取り込むインバウンド対策について検討し、様々な祭りやイベント等の観光情報を広く発信・周知します。



じゃこ通り

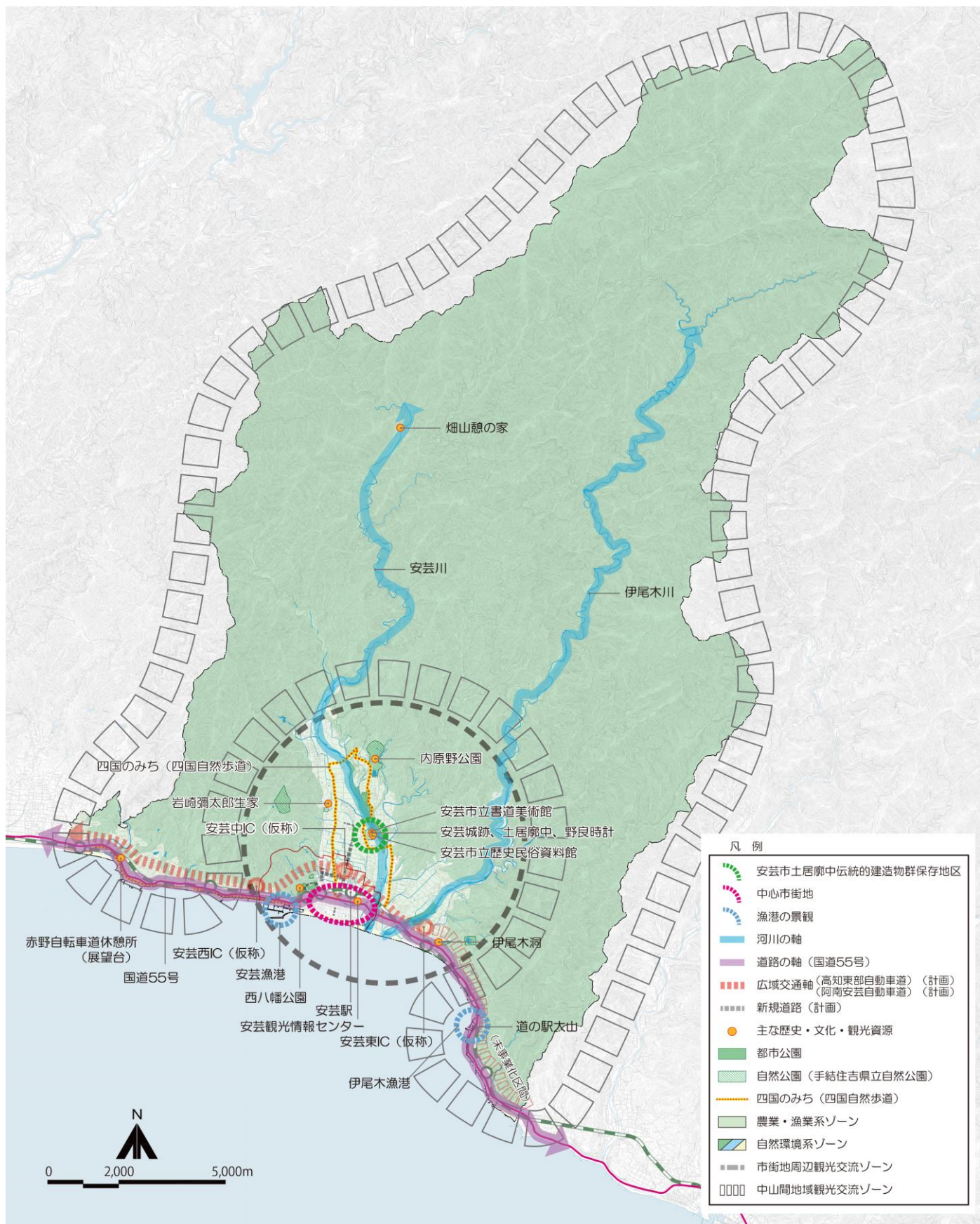


図 4-20 都市景観・観光の方針図

